

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 訓 令
 - 福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令 五五
 - 土壌汚染対策法により要措置区域を指定する件 五五
 - 土壌汚染対策法により要措置区域及び形質変更時要届出区域を指定する件 五五
 - 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 五五
 - 福島県選挙管理委員会 五五
 - 不在者投票のできる施設として指定した件 五五

訓 令

福島県訓令第十九号

福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十六年十二月十六日

福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

福島県事務決裁規程（昭和四十四年福島県訓令第二号）の一部を次のように改正する。
別表第二の5の表健康衛生総室の部署務課の項11に次のように加える。

- (31) 第72条の5第1項の規定による命令
- (32) 第72条の5第2項の規定による命令

福島県知事 内堀雅雄

本庁機関
出先機関

定による要請
(39) 第76条の7の2第3項の規定による要請

附 則

この訓令は、平成二十六年十二月十七日から施行する。

(行政経営課)

告 示

福島県告示第七百二十八号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域を次のとおり指定する。
平成二十六年十二月十六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定する区域
石川郡玉川村大字小高字江平八十八番二十二の一部
 - 二 指定する区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準（土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準をいう。以下同じ。）又は土壌含有量基準（同条第二項の基準をいう。以下同じ。）に適合していない特定有害物質（土壌汚染対策法第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。）の種類
 - 1 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
 - 2 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
なし
 - 三 指定する区域において講ずべき指示措置
地下水の水質の測定
(水・大気環境課)
- 福島県告示第七百二十九号
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号。以下「法」という。）の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定する。
平成二十六年十二月十六日
- 福島県知事 内堀雅雄
- 一 法第六条第一項の規定により、汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該

汚染の除去、汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域

1 指定する区域

喜多方市字稲清水二千三百二十四番一、二千三百三十四番一先(道)、二千三百四十一番一、二千三百六十三番及び二千三百八十三番一の各一部

2 指定する区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準(土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準をいう。以下同じ。)

又は土壌含有量基準(同条第二項の基準をいう。以下同じ。)に適合していない特定有害物質(法第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。)の種類

(一) 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
砒素及びその化合物

(二) 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
なし

3 指定する区域において講ずべき指示措置
地下水の水質の測定

二 法第十一条第一項の規定により、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域

1 指定する区域
喜多方市字稲清水二千三百三十三番一、二千三百三十四番一先(道)及び二千三百四十一番一の各一部

2 指定する区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

(一) 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
なし

(二) 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

(水・大気環境課)

公 告

公告第三百四十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十六年十二月十六日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称

大熊町土地改良区

退任した役員

役別 氏名

住所

理事 渡邊 利綱 双葉郡大熊町大字大川原字南平八六二番地

同 塚本 英一 同 郡同 町大字熊字熊町四三三番地

同 鈴木 照重 同 郡同 町大字熊字旭台三七六番地

同 石橋 英雄 同 郡同 町大字熊字滑津六〇〇番地

同 松永 喜材 同 郡同 町大字熊川字久麻川四九三番地

同 鈴木 勝男 同 郡同 町大字小入野字東大和久五一六番地

同 岡田 重成 同 郡同 町大字夫沢字大六〇七番地

同 渡邊 忠一 同 郡同 町大字夫沢字長者原六四七番地

同 吉田 俊夫 同 郡同 町大字野上字山神八二番地

同 渡部 悟 同 郡同 町大字野上字諏訪一一八番地

同 横川 公治 同 郡同 町大字大川原字西平八一二番地の一

同 石田 喜子衛 同 郡同 町大字下野上字原一三番地

同 新長 英一 同 郡同 町大字熊川字久麻川七五番地

同 加井 孝之 同 郡同 町大字夫沢字中央台一一八番地

同 金森 干城 同 郡同 町大字下野上字金谷平五五一番地の一

就任した役員

役別 氏名

理事 渡邊 利綱 双葉郡大熊町大字大川原字南平八六二番地

同 塚本 英一 同 郡同 町大字熊字熊町四三三番地

同 鈴木 照重 同 郡同 町大字熊字旭台三七六番地

同 石橋 英雄 同 郡同 町大字熊字滑津六〇〇番地

同 松永 喜材 同 郡同 町大字熊川字久麻川四九三番地

同 鈴木 勝男 同 郡同 町大字小入野字東大和久五一六番地

同 岡田 重成 同 郡同 町大字夫沢字大六〇七番地

同 尾内 武 同 郡同 町大字夫沢字長者原六〇五番地の一

同 吉田 俊夫 同 郡同 町大字野上字山神八二番地

同 吉田 幸治 同 郡同 町大字下野上字金谷平二八四番地三

同 佐藤 照彦 同 郡同 町大字大川原字西平九二八番地

同 石田 喜子衛 同 郡同 町大字下野上字原一三番地

同 新長 英一 同 郡同 町大字熊川字久麻川七五番地

同 加井 孝之 同 郡同 町大字夫沢字中央台一一八番地

同 金森 干城 同 郡同 町大字下野上字金谷平五五一番地の一

(農村計画課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第七号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項又は第四項第二

号（農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）第六条、漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第九条若しくは第二十三条又は地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六条、第六百十四條、第六百十七條若しくは第六百八十四條において準用する場合を含む。）に規定する不在者投票のできる施設として、平成二十六年十二月八日次のとおり指定した。
 平成二十六年十二月十六日

福島県選挙管理委員会
 委員長 菊地俊彦

施設の名 称	施設の所 在 地
あ 地域密着型特別養護老人ホームゆ・の・	いわき市勿来町白米酒井原一六番一